

浄化槽管理者(設置者)の皆様へ

法定検査を必ず受けましょう



浄化槽は、微生物の働きを利用してトイレの排水や生活雑排水をきれいにしていますが、正しく使用しないと悪臭を放ち環境汚染の原因にもなります。

そのため、浄化槽を管理(設置)されている皆様には、浄化槽法(浄化槽に関するルールを定めた法律)で、次のことが義務づけられています。

- ・保守点検 (浄化槽のメンテナンス：点検、調整、修理等)
- ・清掃 (浄化槽内に生じた汚泥等の引き抜き、関連装置・機器類の洗浄、清掃等)
- ・法定検査 (設置後の水質検査[7条検査]、毎年1回行う定期検査[11条検査])



法定検査は、県知事が指定した2つの検査機関が実施しています。

・公益社団法人広島県環境保全センター

- [実施内容]
- ・全浄化槽を対象とした7条検査
 - ・11人槽以上を対象とした11条検査
 - ・10人槽以下を対象とした11条検査のうち5年に1回のガイドライン検査

・公益社団法人広島県浄化槽協会 (平成29年4月1日に「公益社団法人広島県浄化槽維持管理協会」から名称変更)

- [実施内容]
- ・10人槽以下を対象とした11条検査のうち5年に4回の効率化検査



平成18年2月に浄化槽法が改正され、浄化槽の法定検査を受検しない浄化槽管理(設置)者に対し、市町〈注〉は検査を受けるように助言・指導・勧告・改善命令を行うことができるようになりました。

- ・浄化槽管理(設置)者が法定検査を受検しなかったことが判明した場合、市町は受検するよう行政指導しますが、指導に従っていただけないときは、浄化槽法に基づき改善を命令することとなります。
 - ・さらに、命令に違反した場合の罰則も新たに設けられました。(浄化槽法第66条の2)
- 〈注〉法律上は都道府県の事務ですが、広島県では市町に権限が移譲されています。



【法定検査の受検手続き等の問合せ先】

指定検査機関	住 所	電話番号
公益社団法人広島県環境保全センター	〒731-3167広島市安佐南区大塚西四丁目2番28号	082 - 849 - 6411
公益社団法人広島県浄化槽協会	〒735-0027安芸郡府中町千代8番8号	082 - 569 - 5540

＜必ず受検しましょう＞

法定検査は、浄化槽の保守点検・清掃が適正に実施され、浄化槽が正常に機能し、生活雑排水等が十分浄化されているかを確認するために不可欠な検査です。

浄化槽は きちんと使って きれいな水に

保守点検、清掃、法定検査を行い、浄化槽を適正に維持管理することが、
地域の水環境を守ることに繋がります。



～ ～ 留意事項 ～ ～

- 保守点検又は清掃を実施した際に、業者から受け取った記録票は、3年間保存してください。
- 法定検査では、保守点検記録票・清掃記録票の保存状況と内容をチェックします。

- 浄化槽管理者に変更があった場合は管理者変更報告書を、浄化槽の使用を終了した場合は、使用廃止届出書を30日以内にお住まいの市町の窓口に提出してください。
- 令和2年4月から、浄化槽を休止する場合に使用休止届出書を提出することができるようになりました（11条検査の義務が免除されます）。届け出の際、浄化槽の清掃の記録を添付してください。なお、使用を再開した場合は、使用再開届出書を30日以内に提出してください（提出先は上記と同じです）。

～ ～ よくある質問 ～ ～

- Q 保守点検や清掃も業者に頼んでいるのに、それでも法定検査を受けなければなりませんか。
- A 保守点検や清掃は浄化槽管理(設置)者が自ら行うものですが、専門的知識や技術が必要なために、保守点検業者や清掃業者に委託しているもので、いわば日常の健康管理（自動車では日常点検）にあたります。
- 法定検査は、保守点検や清掃が正しく実施されているかを公的機関（県の指定検査機関）が検査を行うもので、いわば健康診断（自動車では車検）にあたります。
- このように、保守点検・清掃と法定検査は趣旨、目的、内容等も異なるため、保守点検・清掃を行っていても、法定検査は受けなければなりません。

- Q 毎年1回検査（11条検査）を受けるように言われましたが、全ての浄化槽が対象となるのでしょうか。
- A 浄化槽の規模や処理方式等にかかわらずすべての浄化槽が対象となっています。（平成13年4月から、既設浄化槽（みなし浄化槽）として取り扱われることとなった単独処理浄化槽も対象です。）

- Q 平成18年2月に施行された改正浄化槽法では、法定検査の維持管理に対する行政の監督規定が強化されたと聞きました。その内容はどのようなものでしょうか。
- A 法定検査の受検率を向上させ、適正な維持管理の徹底を図るため、市町は、未受検者に対する助言・指導を行うことができるようになりました。また、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、勧告・改善命令を行うことができ、さらに改善命令に違反した場合の罰則（30万円以下の過料）も新たに設けられました。

浄化槽に係る各種手続きと適正管理についての窓口

※お住まいの地域の市役所又は町役場へお問い合わせください。

【広島市】業務第二課	Tel082-504-2223	【呉市】環境試験センター	Tel0823-25-3551	【竹原市】市民課	Tel0846-22-2279
【三原市】生活環境課	Tel0848-67-6168	【尾道市】下水道課	Tel0848-29-7010	【福山市】環境保全課	Tel084-928-1072
【府中市】環境整備課	Tel0847-43-9222	【三次市】環境政策課	Tel0824-62-6136	【庄原市】下水道課	Tel0824-73-1175
【大竹市】環境整備課	Tel0827-59-2154	【東広島市】環境先進都市推進課	Tel082-420-0928	【廿日市市】下水道経営課	Tel0829-32-5490
【安芸高田市】上下水道課	Tel0826-47-1204	【江田島市】地域支援課	Tel0823-43-1637	【府中町】下水道課	Tel082-286-3189
【海田町】町民生活課	Tel082-823-9219	【熊野町】生活環境課	Tel082-820-5606	【坂町】環境防災課	Tel082-820-1506
【安芸太田町】住民課	Tel0826-28-2116	【北広島町】上下水道課	Tel050-5812-1861	【大崎上島町】保健衛生課	Tel0846-62-0303
【世羅町】町民課	Tel0847-22-4513	【神石高原町】環境衛生課	Tel0847-89-3336		

浄化槽に関する情報は、県の環境情報サイト「eco（エコ）ひろしま」にも掲載しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/j-i4-jyoukaso.html>